［号の細分を削る。］
［号の細分を削る。］

3‖　卸売市場開設者等　次に掲げる者であって地方公共団体以外のもの
［イ～ニ　略］
［十三～二十四　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

4‖　食品等販売業者　食品等の販売の事業を行う者
5‖　食品等販売事業協同組合等　次に掲げる法人で食品等販売業者を構成員とするもの
イ　2のイからニまでに掲げる法人
ロ　生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会
6‖　卸売市場開設者等　次に掲げる者であって地方公共団体以外のもの
［イ～ニ　同上］
［十三～二十四　同上］

○内閣府・文部科学省告示第二号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき、租税特別措置法施行規則第二十三条の五の三第二項第四号の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める事項（平成二十五年文部科学省・厚生労働省告示第一号）の一部を次のように改正し、令和七年十月一日から適用する。

令和七年九月三十日

内閣総理大臣　石破　茂
文部科学大臣　阿部　俊子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一　一日に保育する乳幼児の数が六人以上である施設　次に掲げる事項のいずれも満たすものであること。 一　保育に従事する者の数及び資格 イ　［略］ ロ　保育に従事する者のうち、その総数のおおむね三分の一（保育に従事する者が二人以下の場合にあっては、一人）以上に相当する数の者が、保育士（児童福祉法第十八条の二十七第一項に規定する認定地方公共団体（ニにおいて「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号。以下このロにおいて「改正法」という。）附則第十二条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下このロにおいて「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第十二条の五第三項に規定する事業実施区域であった区域（ホにおいて「事業実施区域」という。）内にある施設にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る児童福祉法第十八条の二十九に規定する地域限定保育士（ニにおいて「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第十二条の五第二項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（ホにおいて「国家戦略特別区域限定保育士」という。）。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）の資格を有する者であること。ただし、国家戦略特別区域法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域内に所在する施設であって、次のいずれにも該当し、かつ、本文に規定する事項を満たす施設と同等以上に適切な保育の提供が可能である施設にあっては、この限りでない。 (1)～(3)　略	第一　一日に保育する乳幼児の数が六人以上である施設　次に掲げる事項のいずれも満たすものであること。 一　保育に従事する者の数及び資格 イ　［同上］ ロ　保育に従事する者のうち、その総数のおおむね三分の一（保育に従事する者が二人以下の場合にあっては、一人）以上に相当する数の者が、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下同じ。）又は看護師（准看護師を含む。以下同じ。）の資格を有する者であること。ただし、同法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域内に所在する施設であって、次のいずれにも該当し、かつ、本文に規定する事項を満たす施設と同等以上に適切な保育の提供が可能である施設にあっては、この限りでない。 (1)～(3)　同上